

《栃木県立矢板東高等学校附属中学校 いじめ防止基本方針》

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止委員会」と「いじめ対応委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携を図りながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「矢板東高等学校・附属中学校のいじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- (1) 委員会として「いじめ未然防止・早期発見に関係するいじめ防止委員会」と「いじめ認知時の対応に関係するいじめ対応委員会」を組織し、学校でのあらゆる教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- (2) いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- (2) 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- (3) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- (4) インターネットのもつ利便性と危険性を十分に理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- (2) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視しながら、些細な変化を見逃さないようにします。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- (4) 日常における生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめなどを相談しやすい体制を整えます。
- (5) 日頃から保護者との信頼関係を深めるとともに、保護者との情報共有に努めます。
- (6) 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- (2) いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと見るのではなく、組織的かつ継続的に対応します。
- (4) いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省を促し、二度といじめを繰り返さないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- (5) いじめられた生徒、いじめた生徒の双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- (6) いじめを見ていた生徒に対しては、いじめを「自分の問題」として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする気持ちや態度を育成します。
- (7) 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。